

「太陽光発電施設の設置等に関する条例」 Q & A

目次

「太陽光発電施設の設置等に関する条例」 Q & A	1
Q1 太陽光発電以外は対象外ですか?	2
Q2 なぜ出力50kW以上の施設のみを対象とするのですか?	2
Q3 50kW未満の太陽光発電施設を複数設置する場合は、本条例の対象となりますか?	2
Q4 FIT認定を受けていない太陽光発電施設についても条例の対象ですか?	2
Q5 PPA 事業のために太陽光発電施設を設置するとき、事業区域が需要家の所有ですので、発電事業者は需要家であると考えてよいのでしょうか。	2
Q6 なぜ、一部の区域への発電施設の設置が禁止されているのですか。	3
Q7 太陽光発電施設を設置するときに考慮しなければならない関係法令とは何ですか?	3
Q8 地域住民への説明は必ず説明会を開催しなければならないのでしょうか。	3
Q9 地域住民への説明を行ったあと、住民から同意書を得る必要はありますか。	3
Q10 設置許可申請や変更許可申請をしてから、許可を受けるまでの日数はどれくらいですか。	3
Q11 変更許可が必要な場合とは、どのような場合ですか。	4
Q12 設置許可や変更許可を得ずに設置規制区域内での工事を開始することによる罰則などがありますか。	4
Q13 なぜ、設置許可を得た後に、着工等に際した届出が必要なのですか。	4
Q14 なぜ、事業計画届出書の届出や事業計画の変更は事前に提出する必要があるのでしょうか。 ..	4
Q15 事業計画届出書や変更届出書の提出前に工事に着手してしまったことによる罰則などがありますか。	4
Q16 事業計画届出書を提出した場合に、その内容により事業を停止させられることはありますか。	5
Q17 維持管理等計画は、必ず「別紙3 維持管理等計画書」を使用して作成しなければなりませんか。	5
Q18 太陽光発電施設において事故等が発生した場合、「県へ速やかに発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。」とありますが、この様式は定められていますか。	5
Q19 FIT制度による売電期間を終了し、電力を自家消費することとしたのですが、これは「太陽光発電事業を廃止する」ことになりますか。	5

Q1 太陽光発電以外は対象外ですか？

対象外です。

再生可能エネルギー発電施設の導入は地元住民や関係市町村と合意形成がなされた上で実施されるべきものであると考えていますが、導入に対する考え方や、導入状況は各市町村によって異なります。

その中で、太陽光発電施設については県内で特に急速に導入が進んでおり、件数が非常に多いこと等の理由から、県において包括的に導入についての指導をするべきであると判断し、条例の対象としました。

→[第一条 目的…7ページ](#)

Q2 なぜ出力50kW以上の施設のみを対象とするのですか？

電気事業法上、50kW以上の出力の太陽光発電電池発電所は、50kW未満の一般用電気工作物と比較して危険性が大きく、規制の必要性が高いものとして、「事業用電気工作物」とされています。従来宮城県で策定していたガイドラインでは、危険性が大きい事業用電気工作物を対象としましたので、本条例でもガイドラインの取り扱いを継続し、50kW以上を対象としたものです。

→[第二条 定義\(1\)太陽光発電施設…8ページ](#)

Q3 50kW未満の太陽光発電施設を複数設置する場合は、本条例の対象となりますか？

対象となる場合があります。

実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合は、合算した出力により対象となるか否かを判断します。

→[第二条 定義\(1\)太陽光発電施設…8ページ](#)

Q4 FIT認定を受けていない太陽光発電施設についても条例の対象ですか？

FIT認定を受けていない施設や、売電を行わず電力を自家消費している太陽光発電施設についても、地域との共生や適切な保守点検は必要であるため、本条例の対象としています。

→[第二条 定義\(1\)太陽光発電施設…8ページ](#)

Q5 PPA事業のために太陽光発電施設を設置するとき、事業区域が需要家の所有ですので、発電事業者は需要家であると考えてよいでしょうか。

需要家が事業区域の所有権を有しているか等にかかわらず、電気を得ている、また発電設備に対する責任を負っているのがPPA事業者であり、需要家はその電気を購入している場合は、発電事業者は、PPA事業者になります。

なお、電気の売買契約期間の終了後などに、PPA事業者から需要家に発電設備を譲渡する場合など

は、譲渡があったときから、発電事業者は需要家となります。このとき、譲渡があった日から30日以内に条例第13条に基づく承継届の提出が必要となりますので、御留意ください。

→[第二条 定義\(4\)事業者…9ページ](#)

[第十三条 地位の承継…44ページ](#)

Q6 なぜ、一部の区域への発電施設の設置が禁止されているのですか。

設置する行為が土砂災害等のリスクを増大させるおそれや、土砂災害等が発生した事による設備の破損が二次災害を引き起こすおそれがあるため、住民等の安全を確保する観点から禁止としています。

→[第二条 定義\(6\)設置規制区域…10ページ](#)

[第五条 設置規制区域…21ページ](#)

Q7 太陽光発電施設を設置するときに考慮しなければならない関係法令とは何ですか？

関係法令一覧を作成し、再生可能エネルギー室のホームページで公開しておりますので御確認ください。

Q8 地域住民への説明は必ず説明会を開催しなければならないのでしょうか。

必ずしも説明会を開催しなければならないわけではありませんが、住民の理解を得られるよう努めなければなりません。説明方法については、個別の状況に応じて適切な方法を検討してください。

→[第四条 地域住民への説明\(3\)説明の方法…19ページ](#)

Q9 地域住民への説明を行ったあと、住民から同意書を得る必要はありますか。

本条例ではそこまでの措置は求めておりません。

なお、地域住民へ説明した結果、どのような意見が得られたか等については、発電事業者自らが記録する必要があります。

→[第四条 地域住民への説明\(5\)地域住民等への説明の記録…20ページ](#)

Q10 設置許可申請や変更許可申請をしてから、許可を受けるまでの日数はどれくらいですか。

60日程度を見込んでおります。

なお、この間に有識者への意見聴取等を行った上で許可の可否について検討しますので、見込み期間を過ぎる可能性もあります。

→[第六条 設置許可…24ページ](#)

[第七条 変更許可…27ページ](#)

Q11 変更許可が必要な場合とは、どのような場合ですか。

設置許可を得た事業について、規則第9条に定める「軽微な変更」に該当しない事項を変更する場合があります。具体的には、事業区域の拡大や出力の増大を伴う発電設備の変更などを想定しています。

なお、変更する事項が、変更許可が必要な事項に該当するか、軽微な変更に該当するかが不明な場合には、再生可能エネルギー室へ御相談ください。

→[第七条 変更許可…27ページ](#)

Q12 設置許可や変更許可を得ずに設置規制区域内での工事を開始することによる罰則などはありますか。

条例第17条で、設置許可や変更許可を受けずに設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したときは、「太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。」としています。

→[第十七条 勧告…49ページ](#)

Q13 なぜ、設置許可を得た後に、着工等に際した届出が必要なのですか。

設置規制区域内は原則設置禁止であり、例外的に設置する行為により土砂災害等のリスクを増大させるおそれ等があるような発電事業の進捗状況は県でも把握する必要があるためです。

→[第八条 設置許可に係る着工等の届出…32ページ](#)

Q14 なぜ、事業計画届出書の届出や事業計画の変更は事前に提出する必要があるのでしょうか。

県内における太陽光発電施設の設置計画や、その変更について、県でも事前に把握し、必要に応じて指導・監督を行うことのできる体制を整備するためです。

→[第十条 事業計画の届出…35ページ](#)

Q15 事業計画届出書や変更届出書の提出前に工事に着手してしまったことによる罰則などはありますか。

届出を提出する前に工事に着手したことに対する指導や、経緯等に関する報告を求めることがあります。正当な理由なく指導に従わなかった場合や、報告を提出しない場合には、「太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。」としています。また、条例第22条により5万円以下の過料に処されます。

→[第十五条 指導及び助言…47ページ](#)

[第十六条 報告の徴収及び立入検査…48ページ](#)

[第十七条 勧告…49ページ](#)

[第二十二条 罰則…55ページ](#)

Q16 事業計画届出書を提出した場合に、その内容により事業を停止させられることはありますか。

本条例は、地域と共生した太陽光発電を推進することを目的としているため、提出された書類の内容のみをもって事業を停止することは想定していません。ただし、適正・適切な事業となるよう事業者へ適宜指導や助言を行う場合があります。

→[第十条 事業計画の届出…35ページ](#)

[第十五条 指導及び助言…47ページ](#)

Q17 維持管理等計画は、必ず「別紙3 維持管理等計画書」を使用して作成しなければなりませんか。

太陽光発電施設を設置する（条例の施行前に着工している場合を含む）場所が設置規制区域内の場合は、設置許可申請書や既存事業概要届出書に「別紙3 維持管理等計画書」を添付する必要があるため、この様式に従って記載し、添付する必要があります。

設置規制区域外の場合は、事業計画届出書や既存事業概要届出書に「別紙3 維持管理等計画書」を添付する必要はありませんので、任意様式で作成いただくことや、電気事業法第42条に基づき、既に作成している保安規程が条例で定めている必要事項をすべて満たしているときは、維持管理等計画書とみなして取扱うことで差し支えありません。

→[第十二条 維持管理等\(2\)維持管理等計画…41ページ](#)

Q18 太陽光発電施設において事故等が発生した場合、「県へ速やかに発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。」とありますが、この様式は定められていますか。

定めておりません。これは、第一報としての報告を求めているものですので、メール・電話等により速やかに報告してください。

→[第十二条 維持管理等\(6\)事故等が発生したときの対応及び報告…42ページ](#)

Q19 FIT制度による売電期間を終了し、電力を自家消費することとしたのですが、これは「太陽光発電事業を廃止する」ことになりますか。

なりません。太陽光発電事業の廃止とは、太陽光発電設備を解体・撤去し、電気を得る事業をとりやめることです。また、太陽光発電事業の定義として、電気を売却しているか、自家消費しているか等、電気の利用形態は問いません。

→[第二条 定義\(3\)太陽光発電事業…9ページ](#)

[第十四条 廃止の届出…46ページ](#)